

サウジアラビアの知的財産法

遠藤 誠¹

I はじめに

サウジアラビア王国（英語では「Kingdom of Saudi Arabia」。以下「サウジアラビア」という）は、アラビア半島に位置する絶対君主制国家である。

サウジアラビアの国土の面積は約 221 万平方キロメートルであり、アラビア半島の約 80%を占める。東はペルシャ湾、西は紅海に面している。国土の大半は、砂漠気候に属する。公用語はアラビア語、首都はリヤド、通貨はサウジアラビア・リヤル（SAR）である。サウジアラビアの居住人口は約 3481 万人である。民族構成としては、アラブ人が約 90%と大部分を占め、他には、アフロ・アジア系、南アジア系等がいる。宗教は、イスラム教が約 94%（とくに、スンナ派の中でも最も戒律が厳しいといわれるワッハーブ派が多い）、キリスト教が約 3.5%、ヒンドゥー教が約 1%等となっている²。

「サウジアラビア」とは、「サウード家のアラビア」を意味する。サウード家は 1744 年に中央アラビアのナジュドに勃興した。アラビア半島の支配権をめぐり、各地域の諸勢力や、エジプト、オスマン帝国及び英国と争ったが、次第に勢力範囲を拡大し、1932 年、「サウジアラビア王国」が成立した。

建国後しばらくは、サウジアラビアは貧しい国であったが、1938 年に油田が発見され、第二次世界大戦終結後の 1946 年から本格的に油田開発が進められたことが、経済的繁栄をもたらした。サウジアラビアは、世界最大の原油埋蔵量と世界第二位の天然ガス埋蔵量を有しているが³、近年は、脱石油依存、産業の多角化を図っている⁴。2016 年には「サウジ・ビジョン 2030」という経済改革計画が発表された（2019 年にはその改訂版も発表された）。今後は、日本企業からの技術移転等により、サウジアラビアにおける知的財産権の重要性が益々高まっていくものと予想される。また、サウジアラビアで流通する物品の中には、知的

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、BLJ 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 本稿におけるサウジアラビアの概要・歴史については、①『データブック オブ・ザ・ワールド 2021 年版』（二宮書店、2021 年）192～194 頁、②外務省ウェブページ「サウジアラビア王国 基礎データ」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/saudi/index.html>）等を参照した。

³ 日本にとって、サウジアラビアは、最大の原油輸入元である。日本は、原油の約 40%をサウジアラビアから輸入している。

⁴ 例えば、最近では、原油の輸出により獲得した外貨を世界中で投資運用したり、再生可能エネルギー、水素、燃料アンモニア関連事業の開発を進めたりしている。

財産権侵害物品も含まれている⁵。知的財産権者たる日本企業にとっては、サウジアラビアで知的財産権侵害物品の流通を差し止めることが肝要であるところ、そのためには、サウジアラビアの知的財産法制度を知っておく必要がある。

そこで、本稿では、サウジアラビアの知的財産法の概要を紹介することとしたい。

II サウジアラビアの法制度一般

イスラム教を国教とするサウジアラビアでは、「シャリーア」と呼ばれるイスラム法が第一次的法源とされる。サウジアラビアの法制度の頂点に位置するのは、「コーラン」と「スンナ」である（「統治基本法」1条）。コーランとは、預言者ムハンマドが神から受けた啓示を文字で書きとった啓典であり、スンナとは、神から啓示を受けた預言者ムハンマドの言行である⁶。

しかし、サウジアラビアにおいても、知的財産権や商取引等のビジネス分野に関しては、多くの成文法が既に制定されており、成文法が適用される。そのため、実務上、知的財産権に関する法的問題を検討する場合、通常は、コーランやスンナ等を参照する必要は無く、成文法の内容を検討しておけばよいといえる⁷。

III 知的財産法全般

サウジアラビアの知的財産法制度⁸は、主に、①「特許、集積回路配置設計、植物品種及び工業意匠に関する法律」（以下「特許・意匠法」という）、②「GCC 商標法」、③「著作権法」等により構成されている。

サウジアラビアは、知的財産権に関する多くの国際条約にも加盟している。例えば、工業所有権の保護に関するパリ条約、WIPO 設立条約、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）、湾岸協力会議（GCC）⁹、特許協力条約（PCT）、特許法条約（PLT）、国際特許分類に関するストラスブール協定、微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト

⁵ とくに中国で製造された知的財産権侵害物品が、UAE のドバイを経由して、サウジアラビア等に流通することが多いといわれている。

⁶ 田中民之・西村あさひ法律事務所編著『中東諸国の法律事情と UAE の民法典』（経済産業調査会、2013年）3～5頁、45～47頁。

⁷ 田中・前掲書 47頁を参照。

⁸ 米国 USTR は、2019年版スペシャル 301条報告書から2021年版スペシャル 301条報告書まで、継続して、サウジアラビアを優先監視対象国リストに含めている。

[https://ustr.gov/sites/default/files/files/reports/2021/2021%20Special%20301%20Report%20\(final\).pdf](https://ustr.gov/sites/default/files/files/reports/2021/2021%20Special%20301%20Report%20(final).pdf)

⁹ GCC 加盟国は、サウジアラビアのほか、UAE、バーレーン、カタール、オマーン、クウェートの合計6か国である。但し、2021年1月6日、GCCに基づく特許の新規出願の受付の停止が発表された。

条約、意匠の国際分類を定めるロカルノ協定、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定、万国著作権条約、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、盲人・視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約等である。標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書には加盟していない。

知的財産権に関連するサウジアラビアの政府機関として、2017年、リヤドに、「サウジ知的財産権局」(Saudi Authority for Intellectual Property, SAIP)¹⁰が設立された。

IV 特許

1 概要

サウジアラビアで特許権を取得するには、3つの方法がある。第1は、パリルートにより直接、サウジアラビア特許庁に出願を行うことである。第2は、PCT出願を行い、サウジアラビアを指定することである。第3は、湾岸協力会議(GCC)に基づく出願を行うことである。このGCC出願の制度は、一つの特許出願を行うことにより、自動的にGCC加盟6か国において有効な特許権を取得できる(但し、PCT出願によりGCC特許の登録を受けることはできない)というものであるが、2021年1月6日、GCCに基づく特許の新規出願の受付を停止することが発表された(受付停止より前に出願された継続案件については、審査が行われる)。

サウジアラビアにおける特許については、「特許・意匠法」に規定されている¹¹。

いずれかの技術分野における製品又は方法に関するものであつて、新規かつ有用であり、産業上の利用可能性を有し、かつ、進歩性を有する発明は、特許を受けることができる。

なお、サウジアラビアには、実用新案制度は無い。

2 出願

サウジアラビアの「特許・意匠法」は、先願主義を採用している。

サウジアラビア国内に住所又は居所を有しない外国出願人は、サウジアラビアの代理人を選任して特許出願手続を委託しなければならない。出願書類は、サウジアラビア特許庁に提出する。出願言語は、アラビア語である。

出願書類が提出されると、まず、方式審査が行われる。審査官が、方式要件を満たしていないと判断した場合、出願人に対し、補正命令が発布される。出願人は、補正命令日から90

¹⁰ <https://www.saip.gov.sa/en/>

¹¹ 本稿の「特許」の部分については、ウェブサイト「世界の産業財産権制度及び産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「サウジアラビア王国」の「制度ガイド」5～11頁等を参照した。

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11457095/www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/ipr/support/miniguide.html>

日以内に適切に補正しなかった場合、出願はなかったものとみなされる。

特許出願は、出願日から 18 か月以内に公開される（出願公開制度の採用）。

3 審査

サウジアラビアは審査請求制度を採っておらず、全件が審査される。

特許が登録されるためには、不特許事由に該当してはならない。不特許事由には、①発見、科学的理論、又は数学的方法である場合、②商業活動又は純粋な精神的活動を行い、又は遊戯を行う上での計画・規則及び方法である場合、③植物、動物及び植物又は動物の生産に使用される生物学的方法である場合（但し、微生物並びに非生物学的及び微生物学的方法である場合を除く）、④人又は動物の体の外科的又は治療のための処置の方法及び人又は動物の体に用いられる診断方法である場合（但し、これらの方法のいずれかに使用される製品を除く）がある。

また、特許が登録されるためには、新規性、進歩性、産業上利用可能性も必要である。

「新規性」とは、発明が、先行技術（書面又は口頭での開示手段により、使用により、又は当該発明の知識が具体化されるその他の方法により、いずれかの場所で公衆に開示されている全てのもの）により予期されないものであることをいい、いわゆる「絶対的新規性」が採用されている。新規性喪失の例外事由としては、①特許を受ける権利を有する者の意に反して、出願日（又は優先日）前 6 か月の期間内に発明が公開された場合、②出願日（又は優先日）前 1 年の期間内に国際博覧会に発明を出品して公知になった場合が挙げられる。

「進歩性」とは、発明が、当該特許出願に関係する先行技術に関して、当該技術の当業者にとって自明でない場合をいう。

同一の発明について、対応する外国出願がある場合、サウジアラビア特許庁は、外国の特許庁の審査結果を提出するよう、出願人に要求することができる。

実体審査が行われた後、特許要件を満たしていないと判断された場合、その旨が出願人に通知される。通知日から 3 か月（1 か月延長可）以内に補正書又は意見書を提出しない場合、又は提出したが拒絶理由を解消できていないと判断された場合、拒絶査定が通知される。出願人は、拒絶査定に対し、委員会に不服申立てをすることができる。

日本の特許庁とサウジアラビア知的財産局は、特許審査ハイウェイ試行プログラムを 2020 年 1 月 1 日より実施している（通常型 PPH、PPH MOTTAINAI、PCT-PPH）¹²。

4 登録

出願が特許要件を満たしていると判断された場合は、特許付与の決定がなされ、公告手数料を納付すると、特許付与の旨が公報に公告される。

特許付与について異議がある利害関係人は、委員会に対し、付与後異議申立てを行うこと

¹²

https://www.ipa.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan_saudi-arabia_highway.html

ができる。また、特許付与が過誤によるものであることを理由に、無効審判請求をすることもできる。

特許権は、登録日から発生する。特許権の存続期間は、出願日から20年である。

特許権者は、特許権の存続期間中、発明を実施する排他的権利を有し、譲渡・実施許諾を行うことができる。特許譲渡・実施許諾契約は、書面で締結しなければならない。また、特許譲渡・実施許諾契約は、特許登録簿に登録され、且つ特許公報で公告されない限り、第三者に対抗できない。

特許権者の許諾なく、特許権の有効期間中に、サウジアラビア国内で、特許実施行為を行った者は、特許権侵害の責任（侵害行為の差止、損害賠償等）を負わなければならない。

V 意匠

1 概要

サウジアラビアにおける意匠については、「特許・意匠法」において、「工業意匠」として規定されており、特許に関する規定が準用されている¹³。

「工業意匠」とは、2次元の線若しくは色彩又は3次元の形状であって、工業製品又は伝統工芸品に特別の外観を与えるものをいう（織物意匠を含む。単に機能的又は技術的な目的のみである場合を除く）。

意匠登録を受けるためには、新規性及び創作性が必要である。

「新規性」とは、意匠が、出願日（又は優先日）前に、使用又はその他の方法でいずれかの場所において目に見える形での公表により公衆に開示されたことがないことをいい、いわゆる「絶対的新規性」が採用されている。新規性喪失の例外事由としては、①意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して、出願日（又は優先日）前6か月の期間内に意匠が公開された場合、②出願日（又は優先日）前6か月の期間内に国際博覧会に意匠を出品して公知になった場合が挙げられる。

不登録事由としては、①商業的利用がイスラム法に違反する場合、②商業的利用が、人・動物・植物の生命若しくは健康に有害であり、又は環境に相当程度有害である場合が挙げられる。

部分意匠制度、関連意匠制度、組物意匠制度は採用されていない。

2 出願

意匠出願にあたっては、アラビア語による願書及び図面の提出を要する。

サウジアラビア国内に住所又は居所を有しない外国出願人は、サウジアラビアの代理人を選任して意匠出願手続を委託しなければならない。出願書類は、サウジアラビア特許庁に提出する。

¹³ 本稿の「意匠」の部分については、前掲「制度ガイド」12～15頁等を参照した。

出願公開制度は採用されていない。

意匠出願に対しては、方式審査のみが行われ、実体審査は行われない。意匠出願が方式要件を満たしている場合、登録料が納付された後、意匠登録が行われる。

3 登録

意匠権は、登録日から発生する。意匠権の存続期間は、出願日から10年である。

意匠登録について異議がある利害関係人は、委員会に対し、付与後異議申立てを行うことができる。また、意匠登録が過誤によるものであることを理由に、無効審判請求をすることもできる。

意匠権者の許諾なく、意匠権の有効期間中に、サウジアラビア国内で、意匠実施行為を行った者は、意匠権侵害の責任（侵害行為の差止、損害賠償等）を負わなければならない。

VI 商標

1 概要

サウジアラビアにおける商標については、従来、2002年商標法が施行されていた。しかし、2016年9月29日より、湾岸協力会議（GCC）商標法（以下「GCC商標法」という）が施行されている¹⁴。GCC商標法は、GCC加盟国の商標制度を統一しようとするものであるが、クウェート、バーレーン、オマーン及びサウジアラビアの4か国が導入しているものの、アラブ首長国連邦及びカタールはまだ導入していない。GCC商標法に基づきサウジアラビアで商標登録を受けたとしても、他の加盟国で自動的に効力が認められるわけではないため、他の加盟国でも商標登録出願を行う必要がある。

GCC商標法の施行により、従来の2002年商標法は廃止された。

2002年商標法によると、「商標」とは、視覚により認識することができ、識別性のある形状、署名、言葉、文字、番号、図形、記号、浮彫り、銘刻若しくはその他の標識又はその組合せをいうものとされ、音声、香りは、商標としての保護対象には含まれないとされていた。しかし、GCC商標法は、商標の定義の範囲を拡大し、色、音、匂い等の非伝統的な形態による商標登録も認めることとした。

サウジアラビアでは、英語の商標だけでなく、アラビア語の商標も出願して登録を受けておくことが有益である。

サウジアラビアでは、立体商標、団体商標の登録は認められている。

2002年商標法では、不登録事由として、①識別性のない標識であって、特徴の説明又は

¹⁴ 本稿の「商標」の部分については、「中東知的財産ニュースレター Vol. 11（特別号－GCC商標法）」等を参照した。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/Ipnews/middle_east/ME_IP_Newsletter_201703sp.pdf

単に慣習上商品又は役務に与えられた一般的名称に過ぎない場合、②宗教の教義に反し、又は宗教的性質の記号と同一又は類似の表示の場合、③公序良俗に反する場合、④公衆に誤認を生じるおそれがある場合、⑤他人の登録商標と商標が同一又は類似し、かつ商品等が同一又は類似する場合、⑥登録された周知商標と同一又は類似する商標である場合、⑦サウジアラビアにおける未登録周知商標と同一又は類似する商品等について、同一又は類似する商標について使用する場合が挙げられていた¹⁵。GCC 商標法は、同一又は類似する商品等に関し、「周知商標又はその主要部分の模写、模倣、翻訳」に該当する商標の登録を禁じている。また、類似しない商品等に関しても、その商標の使用により、商品等の間に関連性が暗示され、周知商標の権利者が損害を被る可能性がある場合、その商標の登録を禁止している。さらに、「商標の登録期間又は使用期間、登録されている又は周知商標として認知されている国の数、商標の付加価値、商標がもたらす商品等の宣伝効果」を、周知商標の判断基準として考慮することとしている。

2 出願

サウジアラビアでは、商標出願に対して、「先願主義」及び「一出願一区分制」が採用されている。

サウジアラビア国内に住所又は居所を有しない外国出願人は、サウジアラビアの代理人を選任して商標出願手続を委託しなければならない。出願書類は、サウジアラビア特許庁に提出する。

商標出願時には、商標を実際に使用している必要は無い。

出願公開制度は採用されていない。

サウジアラビアは、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定に加盟しており、ニース分類を採用している。

しかし、サウジアラビアは、マドリッド・プロトコルに加盟していない。したがって、マドプロ出願によりサウジアラビアでの商標登録を受けることはできない。

3 審査

商標出願に対しては、①方式審査、並びに②登録性及び既登録商標との抵触について実体審査が行われる。商標出願は全件審査されるため、審査請求制度は無い。

審査官が、方式要件又は実体要件を満たしていないと判断した場合、拒絶理由通知が送付される。これに対し出願人が通知日から 90 日以内に応答せず、又は拒絶理由を解消できなかった場合、当該商標出願の登録は拒絶される。拒絶決定に不服のある出願人は、決定通知日から 60 日以内に、商業省に不服申立てを行うことができる。

¹⁵ サウジアラビアでは、十字架の標章や、アルコール飲料、豚肉、クリスマスツリー、ビューティ・コンテストの手配等に係る商品・サービスは、商標登録を受けることができない。

4 登録

審査官が、方式要件及び実体要件の両方を満たしていると判断した場合、異議申立のために出願内容が公告される。出願公告日から 60 日以内（延長不可）に、利害関係人は、商標局に異議申立てをすることができる。期間内に異議申立てが行われず、又は異議申立てに理由が無いと判断・決定された場合、商標登録が認められ、出願人に商標登録証が発行される。

商標権は、登録日から発生する。商標権の存続期間は、出願日から 10 年であり、以後 10 年ごとに何回でも更新することができる。

登録商標が、登録後、指定商品又は役務について 5 年以上使用されていないときは、利害関係人が請求することにより、当該登録商標は取り消される可能性がある。

また、①商標が公序良俗に違反して登録された場合、又は②商標が不正又は虚偽の情報に基づいて登録された場合も、請求により、当該登録商標は取り消される可能性がある。

商標権者の許諾なく、商標権の有効期間中に、サウジアラビア国内で、商標実施行為を行った者は、商標権侵害の責任（侵害行為の差止、損害賠償等）を負わなければならない。

VII 著作権

1 概要

サウジアラビアの著作権については、「著作権法」に規定されている。

サウジアラビアはベルヌ条約の加盟国であるため、日本を含む加盟国の著作物の著作権はサウジアラビアでも保護される。

2 著作物

サウジアラビアの著作権法の保護を受ける著作物には、以下の種類がある¹⁶。

即ち、原著物としては、①本や小冊子等の文字資料、②講演、スピーチ、詩、歌等、口頭で伝えられるもの、③ドラマ作品、演劇、ショー、及び動き・音・又はその両方を伴う表現、④放送のために作成され、または放送を通じて提供される作品、⑤デッサン、視覚的作品、建築、装飾作品、芸術的刺繍等、⑥オーディオ及びオーディオ・ビジュアル作品、⑦応用美術作品、⑧写真作品等、⑨地理・地形・建築・科学に関するイラスト、地図、デザイン、図面、スケッチ、映像作品、⑩地理・地形・建築・科学等の立体作品、⑪コンピュータ・プログラム、⑫ユニークな作品タイトルがある。

また、二次的著作物としては、①翻訳著作物、②抄録、修正、イラスト、編集等、著作物の形式を変更・改変したもの、③百科事典、アンソロジーで、内容の選択や配置に関して創作性があると認められるもの（文学的、芸術的、科学的な作品であるかを問わない）、④民俗的な著作物や表現の編集物及びその抜粋であって、内容の選択や配置に創作性があるも

¹⁶ <https://www.saip.gov.sa/wp-content/uploads/2019/10/Copyright-Law.pdf>

の、⑤内容の選択又は配置に関して創作性があるデータベース（機械的に判読できるか、他の方法で判読できるかを問わない）がある。

3 著作権

広義の著作権には、「狭義の著作権（著作財産権）」と「著作者人格権」がある。著作財産権は相続、譲渡等が可能であるのに対し、著作者人格権は相続、譲渡が認められない。

著作財産権は、著作物の排他的な利用を許諾する権利であり、①著作物を判読できる形式で印刷・出版すること（音声・映像テープ、コンパクトディスク、電子メモリ、その他の媒体への記録）、②著作物を他の言語に翻訳すること、著作物を引用・改変すること、音声や映像を再配布すること、③著作物を、展示、演技、放送、データのネットワーク伝送等、あらゆる手段で公衆に伝達すること、④商業的レンタル等、著作物をあらゆる形態で物的に利用することが含まれる。

著作者人格権には、①著作物を、自己の氏名、ペンネーム又は匿名で公開すること、②自己の著作物に対する侵害に対抗し、削除、変更、追加、歪曲、破損、またはその他の形態の改ざんを防止すること、③自己の判断で、著作物を修正・削除すること、④著作物の流通を停止することが含まれる。

4 無方式主義

サウジアラビアでも、日本と同様、著作権は著作物を創作した時点で自動的に発生し、著作権の発生にはとくに出願・登録等の方式を要しないという「無方式主義」が採られている。

サウジアラビアでは、2019年より、任意で著作権を登録する制度が導入された。任意で著作権を登録しておくことは、将来の著作権侵害紛争において、著作権者であること等の事実の立証を容易にすることができるという意味で、有用であると考えられる。

5 著作権の保護期間

著作権の保護期間は、創作時に始まり、著作者の死後 50 年間経過するまで存続する。

共同著作物の著作権は、最も長く生存している共同著作者の死後 50 年間経過するまで存続する。

法人の著作物の著作権の保護期間は、最初の公表日から 50 年間経過するまで存続する。

6 侵害

著作権者は、許諾なく、著作権の有効期間中に、サウジアラビア国内で、著作権使用行為を行った者に対し、著作権侵害の責任を追求することができる。

著作権侵害行為としては、①著作物の発行、所有権を虚偽表示する行為、②著作物の内容、性格、主題又は題名を変更する行為、③製作者、発行人又は印刷者により著作物を重版する行為、④著作権の消失をもたらすような情報又は電子的情報を除去する行為、⑤著作物の原

本の使用を保証する電子的保護コードの除去又は破壊行為、⑥複製されたソフトウェアの使用、暗号化された放送番組の違法な手段による受信等、不正手段による商業的利用行為、⑦不正な手段での著作物の受信、送信手段による販売又はレンタルを目的として製作又は輸入する行為、⑧著作物の一部を複製又は写真撮影する行為、⑨偽造、模倣又は不正に複製された著作物を輸入する行為、⑩不正な複製物を補完する行為がある¹⁷。

著作権者は、まず、委員会に、著作権侵害の申立てを行う。委員会の決定に不服がある場合、控訴裁判所に控訴することができる。また、サウジアラビアに輸入されようとしている著作権侵害物品を発見した場合、税関当局に対し、輸入差止の申請を行うことができる。さらに、著作権侵害者は、6か月以下の懲役、25万 SAR（66,700米ドル相当）以下の罰金、2か月以下の事業所閉鎖を科される可能性がある（著作権侵害を繰り返し行った者には、これらの刑罰の上限が2倍になる）¹⁸。

VIII 営業秘密

サウジアラビアでは、2007年に、営業秘密保護規則（Regulation of Protecting Classified Commercial Information）が施行された。しかし、当該規則には、①いかなる情報も営業秘密であると規定されており、営業秘密の明確な定義が無く、範囲があまりにも漠然としていること、②秘密所有者が求めることのできる公平な救済措置が規定されていないこと等の問題があり、実務に用いるにはあまりにも不十分な規定内容であるため、これまで、当該規則に基づいて訴訟が提起されたことは一度も無い。現行のサウジアラビア法の下では、秘密所有者はもっぱら「契約法」に頼って営業秘密の侵害を防いでいるが、これは限定的なものであり、また、第三者による侵害行為には対処できないため、不十分である¹⁹。

IX エンフォースメント

1 総説

サウジアラビアにおける知的財産権侵害に対する救済手段としては、主に、行政的手段（行政摘発）、刑事的手段（刑事訴訟）、税関による水際取締り、及び民事的手段（民事訴訟）

¹⁷ ウェブサイト「世界の産業財産権制度及び産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「サウジアラビア」の「侵害ガイド」12頁。

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11457095/www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/ipr/support/miniguide.html>

¹⁸

[http://www.kadasa.com.sa/publications/100?type=Copyright Protection in Saudi Arabia](http://www.kadasa.com.sa/publications/100?type=Copyright%20Protection%20in%20Saudi%20Arabia)

¹⁹ Wahj Wazzan 著「Updating the Law of Trade Secrets in Saudi Arabia」47頁。

https://www.researchgate.net/publication/321917829_Updating_the_Law_of_Trade_Secrets_in_Saudi_Arabia

がある²⁰。

サウジアラビアにおいては、とくに、行政的手段（行政摘発）が、比較的活発に利用されている。

2 行政的手段

行政当局は、特許権、意匠権、商標権又は著作権の侵害事件につき、行政摘発（レイド）を行うことができる。例えば、偽ブランド品や海賊版 DVD 等を販売している小売店等が、行政摘発の対象とされる。知的財産権の権利者が、行政当局に対し、権利証書、被疑侵害者の場所、及び被疑侵害品と真正品のサンプルを提示して行政摘発の実施を申し立てると、数日後には行政摘発が実施される。行政摘発の結果は、行政裁判所に報告される。行政当局が、当該事件には刑罰の適用が相当であると判断した場合、刑事事件に発展することがある。

3 刑事的手段

サウジアラビアでは、特許権、意匠権、商標権、著作権等の侵害を行った者は、刑事処罰される可能性がある。特許権又は意匠権の侵害で有罪とされた者には、10 万 SAR 以下の罰金又は禁固が科される可能性がある。商標権の侵害で有罪とされた者には、5 万～100 万 SAR の罰金又は 1 年以下の禁固等が科される可能性がある。著作権の侵害で有罪とされた者には、25 万 SAR 以下の罰金又は 6 か月以下の禁固等が科される可能性がある。侵害行為を繰り返し行った者には、これらの刑罰の上限が 2 倍になる。実際には、5 万～20 万 SAR の罰金が科されるケースが多いと言われている²¹。

4 税関による水際取締り

サウジアラビアの税関は、輸入管理業務において、商標権・著作権の侵害物品の輸入差止を行うことができる。

税関による水際取締りの手続は、一般に、以下のような流れで進行する。即ち、①税関は、発見した被疑侵害輸入物品のサンプルを、担当官庁（商標権の場合は通産産業省、著作権の場合は文化情報省）に提出する。②担当官庁が侵害であると判断した場合、税関に通知し、通関停止を指示する。また、知的財産権者及び輸入業者に対し、通関停止の事情を通知する。③知的財産権者（通常は、現地代理人）及び輸入業者は、通知内容を確認するため、輸入物品のサンプルを見ることができる。④知的財産権者は、侵害を確認した場合、担当官庁及び

²⁰ 本稿の「エンフォースメント」の部分については、ウェブサイト「世界の産業財産権制度及び産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「サウジアラビア」の「侵害ガイド」等を参照した。

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11457095/www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/ipr/support/miniguide.html>

²¹ 『主要各国における知的財産権侵害事案の刑罰制度及びその運用に関する調査研究』（日本技術貿易株式会社、2017 年）130 頁、前掲「侵害ガイド」27～28 頁。

行政裁判所に証拠を提出して、被疑侵害輸入物品に対する輸入差止命令の発行を請求する。⑤知的財産権者が担保金を納付し、輸入差止命令が発布されると、税関は、輸入差止を実施する。⑥侵害による処分が決定した場合、税関は、当該物品の没収・廃棄をすることができる（商標をはずして販売する措置も認められる）。⑦関係当事者は 10 日以内に提訴又は決定取消手続を行わなければならない（もし、知的財産権者が提訴しない場合、当該貨物は輸入通関される）²²。

なお、サウジアラビアでは、商標権・著作権の税関登録制度が存在しない。したがって、著名なブランドを除き、税関による職権での輸入差止に頼ることはできず、知的財産権者が自主的に被疑侵害物品の輸入のおそれに関する情報を収集し、輸入差止を申請することが肝要である。

5 民事的手段

サウジアラビアの裁判所システムは、三審制を採用している。

サウジアラビアの連邦レベルの裁判所としては、①最高裁判所、②控訴裁判所、③普通裁判所（民事・刑事訴訟の場合）及び行政裁判所（行政事件の場合）がある。

民事訴訟の手段は、特許権、意匠権、商標権、著作権等の侵害事件のほか、営業秘密侵害事件等も対象となる。民事訴訟の手段においては、①継続的に侵害行為を禁止する恒久的差止命令が可能であること、②暫定的救済手段を利用することも可能であること、③金銭的な損害賠償請求を行うことも可能であること等のメリットがある。知的財産権侵害訴訟を提起する前に、被疑侵害者に警告書を送付したり、調停を申し立てたりする必要はない。

但し、実際には、サウジアラビアにおける知的財産権侵害事案において、民事訴訟が提起されることは稀である。裁判官が知的財産権侵害訴訟に不慣れであること、十分な損害賠償額の認定を受けることが困難であること等が理由²³といわれている。

X おわりに

以上、サウジアラビアの知的財産法の概要を簡単に紹介してきたが、サウジアラビア知的財産法については、米国法、ドイツ法、中国法等と比べると、日本語・英語の文献・論文等は少ない。

サウジアラビアの知的財産法制度は、これまで日本で紹介されることがあまり無かったこと等から、日本の実務家にとって馴染みが薄いという面がある。また、シャリーアというイスラム法の理解も、困難である。

サウジアラビアは、世界最大の原油埋蔵量と世界第二位の天然ガス埋蔵量を有し、日本にとっても最大の原油輸入元であるが、脱石油依存、産業の多角化が図られており、「サウジ・

²² 前掲「侵害ガイド」25～26頁。

²³ 前掲「侵害ガイド」20頁。

ビジョン 2030」による経済改革も急ピッチで進められている。このことから、今後は、日本企業からの技術移転等が増加し、サウジアラビアにおける知的財産権の重要性が益々高まっていくものと予想される。また、サウジアラビアでも、知的財産権侵害物品がしばしば発見されていること等に鑑みると、サウジアラビアの知的財産法の動向については、今後も引き続き注目していく必要性が高いと思われる。

※ 初出：『特許ニュース No.15591』（経済産業調査会、2022年、原題は「世界の知的財産法 第43回 サウジアラビア」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。